

建築確認手続の円滑化に関する最近の取組について

国土交通省住宅局建築指導課

(1) 構造計算プログラムの大臣認定

- (株)NTTデータの構造計算プログラムについて、指定性能評価機関である(財)日本建築センターの電算プログラム審査委員会での性能評価を踏まえ、2月22日に第1号の大臣認定。3月25日から販売開始。
- 現在、その他4社の構造計算プログラムについて、指定性能評価機関における性能評価の手続きが進んでいるところ。

(2) 構造計算適合性判定員の増員の促進

- 2月18日に追加実施した構造計算適合性判定員の講習会の修了者319名等について、3月14日に、各都道府県等に対し、構造計算適合性判定員候補者の追加名簿の通知を行い、判定員の増員を促進。

(3) 図書省略認定制度を活用した建築確認手続の簡素化

- 沖縄県では、戸建住宅を含め、鉄筋コンクリート造の建物が大半を占め、また、ピロティ形式(1階が壁のない構造形式)の建物が多いため、他の地域と比較して、高度な構造計算が必要となり、構造計算適合性判定の対象となる建物の割合が高い。このため、「図書省略認定制度」を活用して、鉄筋コンクリート造の戸建住宅等について建築確認手続を簡素化。(3月28日に2階建以下を対象とした第1弾の認定。引き続き、4月30日に3階建以下を対象としたより広範な設計を可能とする第2弾の認定)
- (社)日本鋼構造協会において、3階建て以下の鉄骨造の店舗、事務所等を対象とした図書省略認定に向けて準備中。

※図書省略認定制度

国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造方法の建物について、通常の構造計算書の代わりに国土交通大臣が指定した簡単な計算書をもって確認申請図書とすることができる制度。認定を受けた構造方法の建物については、構造計算に係る審査を簡略化することが可能となり、構造計算適合性判定についても不要。

(4) 計画変更に係る確認を要しない軽微な変更の取扱い

- 昨年11月14日の建築基準法施行規則の改正により、間仕切りや開口部の変更であって構造安全性や防火・避難性能が低下することのないもの等を「軽微な変更」として取り扱うこととしたところ。
- さらに、現在、建築設備や非構造部材等の「軽微な変更」についても、実務者が明確に判断できるように同施行規則の改正を検討中。(3月22日～4月20日、パブリックコメントを実施)

(5) 既存建築物における増築工事の円滑化

- 今回の改正に際して、不適切な構造設計を禁止するため、構造基準の見直しが行われた結果、いわゆる新耐震基準に適合する建築物であっても、現行法令に適合しない既存不適格建築物となる場合が生じ、既存建築物に増築をする際には、既存部分の大規模な改修工事等を要する可能性があることから、経済的な理由等で増築工事が阻害(凍結)されているという指摘。
- 増築の際に同時に既存部分の改修を行うことが困難な場合には、増築部分を工事した後に既存部分を段階的に改修できる「全体計画認定制度」を弾力的に運用することとし、4月17日に運用方針を示したガイドラインを特定行政庁に通知。
- 一定の耐震性(いわゆる新耐震基準)が確保され、既存部分と増築部分がエキスパンションジョイント等で分離されている既存建築物については、既存部分の改修工事を将来の維持保全や機能向上のための大規模な改修工事等に併せて合理的に行えるよう、原則5年以内としていた全体計画期間をより長期間でも認められるように見直し。

※全体計画認定制度

増改築を行う場合、特定行政庁による全体計画の認定を受ければ、最終的に建築物全体で建築基準法令に適合するよう、段階的に改修工事を行うことができる制度。